相 模 原 市 国 民 保 護 計 画

平成２３年６月

相　模　原　市

目　　次

第１編　総論 ･･････ 1
第１章　市の責務、計画の位置付け、構成等 ･･････ 1
1　市の責務及び相模原市国民保護計画の位置付け ･･････ 1
2　市国民保護計画の構成 ･･････ 1
3　市国民保護計画の見直し、変更手続 ･･････ 2
第２章　国民保護措置に関する基本方針 ･･････ 2
1　基本的人権の尊重 ･･････ 2
2　国民の権利利益の迅速な救済 ･･････ 2
3　国民に対する情報提供 ･･････ 2
4　関係機関相互の連携協力の確保 ･･････ 2
5　国民の協力 ･･････ 3
6　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 ･･････ 3
7　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 ･･････ 3
8　国民保護措置に従事する者等の安全の確保 ･･････ 3
第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等 ･･････ 4
第４章　相模原市の地理的、社会的特徴 ･･････ 6
1　地理的特徴 ･･････ 6
2　社会的特徴 ･･････ 7
第５章　市国民保護計画が対象とする事態 ･･････ １０
1　武力攻撃事態 ･･････ １０
2　緊急対処事態 ･･････ １０

第２編　平素からの備えや予防 ･･････ １２
第１章　組織・体制の整備等 ･･････ １２
第１　市における組織・体制の整備 ･･････ １２
1　市の各部における平素の主な業務 ･･････ １２
2　市職員の参集基準等 ･･････ １２
3　消防団の体制 ･･････ １４
4　国民の権利利益の救済に係る手続等 ･･････ １４
第２　関係機関との連携体制の整備 ･･････ １５
1　基本的考え方 ･･････ １５
2　県との連携 ･･････ １５
3　近接都県・市町村との連携 ･･････ １５
4　指定公共機関等との連携 ･･････ １６

５　自主防災組織等に対する支援 ･････････････････････････････････････ １６
第３　通信の確保 ･･･ １８
１　非常通信体制の整備 ･･･ １８
２　非常通信体制の確保 ･･･ １８
第４　情報収集・提供等の体制整備 ･････････････････････････････ １９
１　基本的考え方 ･･･ １９
２　警報等の伝達に必要な準備 ･･･････････････････････････････････ ２０
３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 ･･････････････････ ２１
４　被災情報の収集・報告に必要な準備 ･･･････････････････････････ ２１
第５　研修及び訓練 ･･ ２２
１　研修 ･･･ ２２
２　訓練 ･･･ ２２
第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え ･･････ ２４
１　避難に関する基本的事項 ･････････････････････････････････････ ２４
２　避難実施要領のパターンの作成 ･･･････････････････････････････ ２４
３　救援に関する基本的事項 ･････････････････････････････････････ ２５
４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 ･･･････････････････････ ２５
５　避難施設の指定 ･･･ ２６
６　生活関連等施設の把握等 ･････････････････････････････････････ ２７
第３章　物資及び資材の備蓄、整備 ･････････････････････････････ ２８
１　市における備蓄 ･･･ ２８
２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 ･･･････････････････ ２８
第４章　国民保護に関する啓発 ･･････････････････････････････････ ２９
１　国民保護措置に関する啓発 ･･･････････････････････････････････ ２９
２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 ･････････ ２９

第３編　武力攻撃事態等への対処 ･････････････････････････････････ ３０
第１章　初動体制の迅速な確立及び初動措置 ･･････････････････････ ３０
１　事態認定前における相模原市国民保護警戒本部等の設置及び初動措置 ･･･ ３０
２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 ･･･････････････ ３１
第２章　市対策本部の設置等 ･････････････････････････････････････ ３２
１　市対策本部の設置 ･･･ ３２
２　市現地対策本部の設置 ･･･････････････････････････････････････ ３３
３　現地調整所の設置 ･･･ ３４
４　通信の確保 ･･･ ３５
第３章　関係機関相互の連携 ･････････････････････････････････････ ３６
１　国・県の対策本部との連携 ･･･････････････････････････････････ ３６
２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 ･････ ３６

３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 ･･････････････････････････････････ ３７
４　他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 ･･････････････････････ ３７
５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 ･･････････････････････････ ３７
６　市の行う応援等 ･･ ３８
７　自主防災組織等に対する支援等 ･･････････････････････････････････････ ３８
８　住民への協力要請 ･･ ３９
第４章　警報及び避難の指示等 ･･ ４０
第１　警報の伝達等 ･･ ４０
１　警報の内容の伝達等 ･･ ４０
２　警報の内容の伝達方法 ･･ ４０
３　緊急通報の伝達及び通知 ･･ ４１
第２　避難住民の誘導等 ･･ ４２
１　避難の指示の通知・伝達 ･･ ４２
２　避難実施要領の策定 ･･ ４２
３　避難住民の誘導 ･･ ４３
第５章　救援 ･･ ４６
１　救援の実施 ･･ ４６
２　関係機関との連携 ･･ ４６
３　救援の内容 ･･ ４７
４　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 ･･････････････････････ ４９
５　救援の際の物資の売渡し要請等 ････････････････････････････････････ ４９
第６章　安否情報の収集・提供 ･･ ５１
１　安否情報の収集 ･･ ５１
２　県に対する報告 ･･ ５１
３　安否情報の照会に対する回答 ･･････････････････････････････････････ ５１
４　日本赤十字社に対する協力 ･･ ５２
第７章　武力攻撃災害への対処 ･･ ５３
第１　武力攻撃災害への対処 ･･ ５３
１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方 ･･････････････････････････････ ５３
２　武力攻撃災害の兆候の通報 ･･ ５３
第２　応急措置等 ･･ ５４
１　退避の指示 ･･ ５４
２　警戒区域の設定 ･･ ５４
３　応急公用負担等 ･･ ５５
４　消防に関する措置等 ･･ ５６
第３　生活関連等施設における災害への対処等 ･･････････････････････････ ５８
１　生活関連等施設の安全確保 ･･ ５８
２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 ･･････････････････････ ５８

第４　ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃による災害への対処 ･･････････････････ ６０
１　応急措置の実施 ･･ ６０
２　国の方針に基づく措置の実施 ･･････････････････････････････････ ６０
３　関係機関との連携 ･･ ６０
４　汚染原因に応じた対応 ･･ ６０
５　市長の権限 ･･ ６１
６　要員の安全の確保 ･･ ６２
第８章　被災情報の収集及び報告 ･･････････････････････････････････ ６３
第９章　保健衛生の確保その他の措置 ･･････････････････････････････ ６４
１　保健衛生の確保 ･･ ６４
２　廃棄物の処理 ･･ ６４
第10章　国民生活の安定に関する措置 ･･････････････････････････････ ６６
１　生活関連物資等の価格安定 ････････････････････････････････････ ６６
２　避難住民等の生活安定等 ･･････････････････････････････････････ ６６
３　生活基盤等の確保 ･･ ６６
第11章　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 ･･････････････････ ６７
１　赤十字標章等及び特殊標章等の意義 ････････････････････････････ ６７
２　国民保護法で規定されている赤十字標章等及び特殊標章等 ･･････････ ６７
３　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 ････････････････････ ６８
４　赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発 ････････････････････ ６９

第４編　復旧等 ･･ ７１
第１章　応急の復旧 ･･ ７１
１　基本的考え方 ･･ ７１
２　公共的施設の応急の復旧 ･･････････････････････････････････････ ７１
第２章　武力攻撃災害の復旧 ･･････････････････････････････････････ ７２
１　国における所要の法制の整備等 ････････････････････････････････ ７２
２　市が管理する施設及び設備の復旧 ･･････････････････････････････ ７２
第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等 ･･････････････････････････ ７３
１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 ･･････････ ７３
２　損失補償、実費弁償及び損害補償 ･･････････････････････････････ ７３
３　総合調整及び指示に係る損失の補てん ･･････････････････････････ ７３

第５編　緊急対処事態への対処 ･･････････････････････････････････････ ７４
１　緊急対処事態 ･･ ７４
２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達 ･･････････････････････ ７４

用語集 ･･ ７５

第１編　総論

第１章　市の責務、計画の位置付け、構成等

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

１　市の責務及び相模原市国民保護計画の位置付け

⑴　市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び神奈川県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、相模原市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

⑵　市国民保護計画の位置付け

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第３５条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

⑶　市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第３５条第２項各号に掲げる事項について定める。

２　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時、情報を更新する。

３　市国民保護計画の見直し、変更手続

⑴　市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置についての検証に基づき必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、適宜見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、相模原市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

⑵　市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、神奈川県知事（以下「知事」という。）に協議し、相模原市議会（以下「議会」という。）に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第２章　国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

１　基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

２　国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

３　国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時、適切な方法で提供する。

４　関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、神奈川県（以下「県」という。）、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

５　国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化並びにボランティアへの支援に努める。

６　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

７　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

８　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

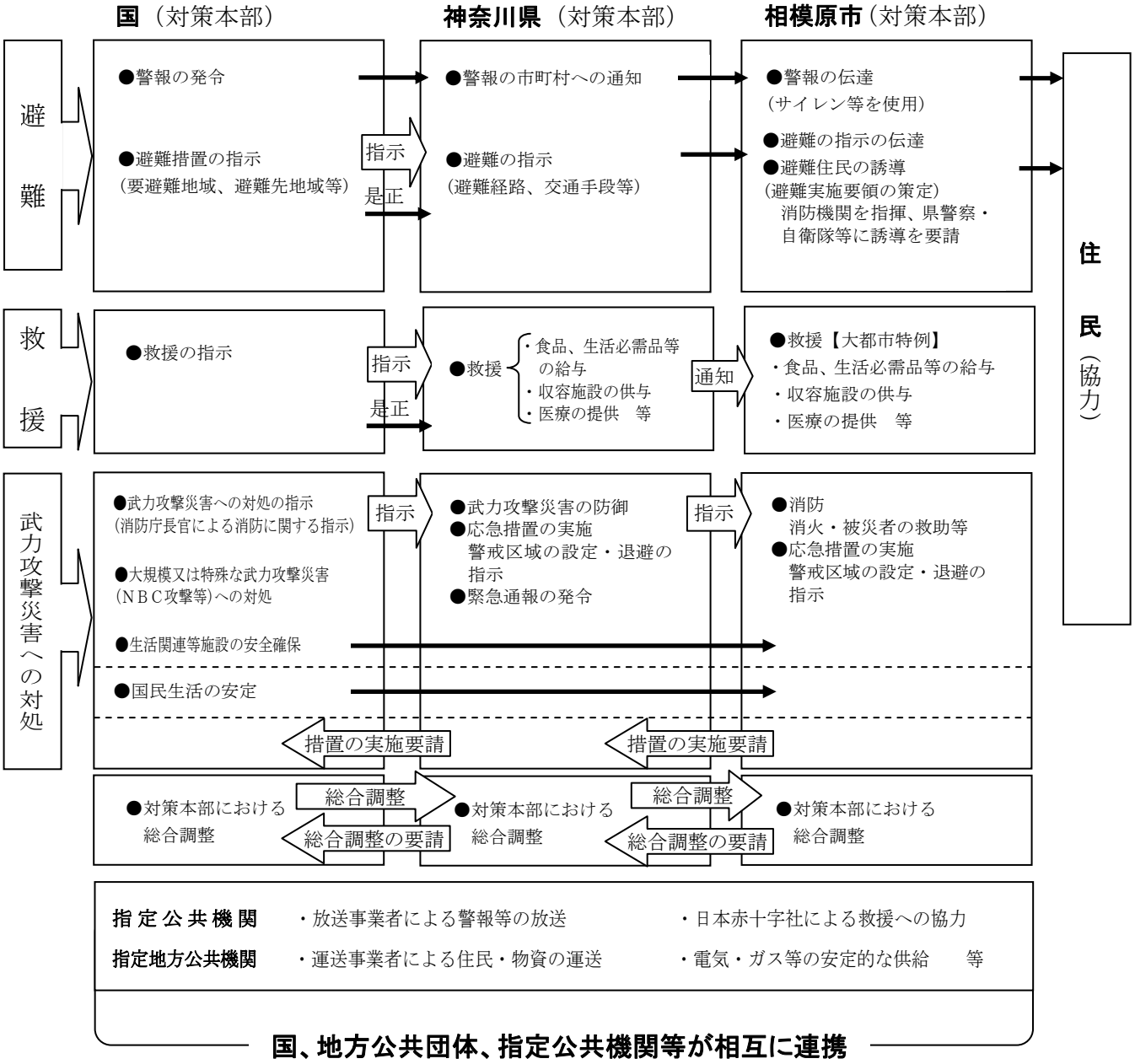

図　国民保護に関する措置の仕組み

表　国民保護に係る市の事務

項　目	内　　容
１．総論・平素の備え	相模原市国民保護計画の作成
	相模原市国民保護協議会の設置及び運営
	組織の整備、訓練
２．武力攻撃・緊急事態への対処	相模原市国民保護対策本部及び相模原市緊急対処事態対策本部の設置及び運営
	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	国民生活の安定に関する措置の実施
３．復旧等	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第４章　相模原市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき相模原市の地理的、社会的特徴等について定める。

１　地理的特徴

⑴　地形

相模原市は神奈川県の北西部、東京都心からおおむね３０～６０ｋｍに位置しており、北部は東京都、西部は山梨県と接している。

東部にあたる相模原地域は、相模川に沿った３つのなだらかな階段状の河岸段丘からなり、これらの段丘の間には斜面緑地が連なって、市街地の貴重な緑地としてみどりの骨格を形成しており、相模原台地の上段では、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として密度の高い土地利用が進んでいる。

西部にあたる津久井地域は、県民の水がめである相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖を抱えており、その周囲や相模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されている。また、東京都、山梨県と接する地域である北西部は比較的急峻な山々が連なり、南西部は丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯が、標高１，５００ｍを超える山々となって貴重な自然環境を形成している。

⑵　気候

相模原市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。

平成２２年中の気候（相模原市消防局観測値）は、最高気温３７．６℃、最低気温－１．８℃で、平均気温１６．１℃、降水量１，８１７．０㎜である。

・月別平均気温

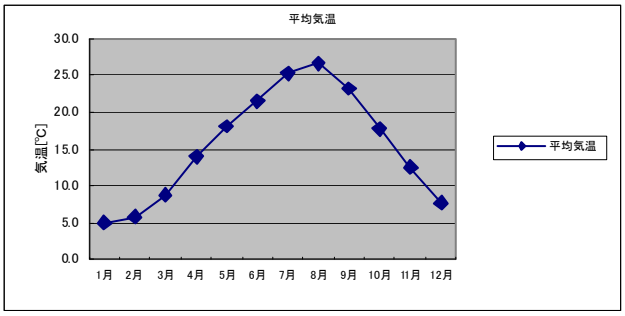

・月別平均降雨量

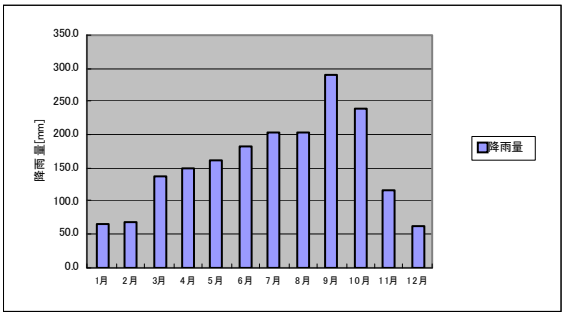

（相模原市消防局観測：平成元年～平成２２年）

図　月別平均気温、降雨量

２　社会的特徴

⑴　人口分布

相模原市は、東部に市民の多くが住み、人口密度が高いが、西部の山間地域に行くにつれ、人口密度が段階的に低くなっている。

表　人口、世帯数、人口密度

平成２２年９月１日現在

区・地区名	人口（人）			世帯数	人口密度（人／km²）
	総数	男	女		
総　　数	714,179	360,642	353,537	301,282	2,172
緑　　区	174,856	88,675	86,181	69,684	689
中 央 区	265,703	135,584	130,119	111,730	7,212
南　　区	273,620	136,383	137,237	119,868	7,165

緑　　区	174,856	88,675	86,181	69,684	689
橋本地区	71,258	36,529	34,729	31,165	9,195
大沢地区	32,694	16,535	16,159	12,117	4,291
城山地区	23,369	11,627	11,742	8,733	1,174
津久井地区	27,523	13,840	13,683	10,205	226
相模湖地区	9,790	5,073	4,717	3,908	310
藤野地区	10,222	5,071	5,151	3,556	157
中 央 区	265,703	135,584	130,119	111,730	7,212
小山地区	20,495	10,549	9,946	9,094	5,741
清新地区	29,240	15,270	13,970	13,225	10,332
横山地区	13,842	7,066	6,776	5,591	7,605
中央地区	35,694	18,284	17,410	16,611	10,406
星が丘地区	17,714	8,997	8,717	7,415	12,744
光が丘地区	27,692	13,941	13,751	10,885	11,166
大野北地区	57,550	29,270	28,280	25,298	8,922
田名地区	30,469	15,521	14,948	11,129	3,151
上溝地区	33,007	16,686	16,321	12,482	6,348
南　　区	273,620	136,383	137,237	119,868	7,165
大野中地区	62,498	31,039	31,459	25,349	7,783
大野南地区	72,272	35,964	36,308	33,778	13,117
麻溝地区	18,001	8,890	9,111	6,476	2,171
新磯地区	13,379	6,778	6,601	4,867	2,006
相模台地区	45,016	22,430	22,586	20,436	8,245
相武台地区	20,446	10,119	10,327	9,280	16,357
東林地区	42,008	21,163	20,845	19,682	14,097

（注）　世帯数と人口は、平成１７年国勢調査の確定数を基礎とし、以後、毎月住民基本台帳及び外国人登録の増減を加減して、推計したものである。

⑵　交通網の位置等

鉄道は、ＪＲ中央本線（相模湖駅、藤野駅）、ＪＲ横浜線（橋本駅、相模原駅、矢部駅、淵野辺駅、古淵駅）、ＪＲ相模線（橋本駅、南橋本駅、上溝駅、番田駅、原当麻駅、下溝駅、相武台下駅）、小田急小田原線（相模大野駅、小田急相模原駅）、小田急江ノ島線（相模大野駅、東林間駅）、京王相模原線（橋本駅）の６鉄道路線と延べ１７駅があり、東京や横浜に直結する重要な交通手段として多くの市民に利用されている。

道路は、市の東部における道路交通網の骨格は国道１６号が中心となっており、これを介して、広域交通を担う中央自動車道（八王子インターチェンジ）と東名高速道路（横浜町田インターチェンジ）に連携している。

また、津久井地域では八王子方面や大月方面とのアクセス道路となる国道２０号、国道４１３号や厚木市方面へのアクセス道路となる国道４１２号が走っており、国道２０号は相模湖インターチェンジで中央自動車道と連結している。

このうち、国道４１３号は新市の東西を結ぶ交通軸になっているが、日常的な混雑が問題となっているため、新たな交通軸として津久井広域道路の整備が計画され進められている。

また、首都圏中央連絡自動車道の一部として位置付けられているさがみ縦貫道路が計画され、骨格的な交通を担うこととなる。

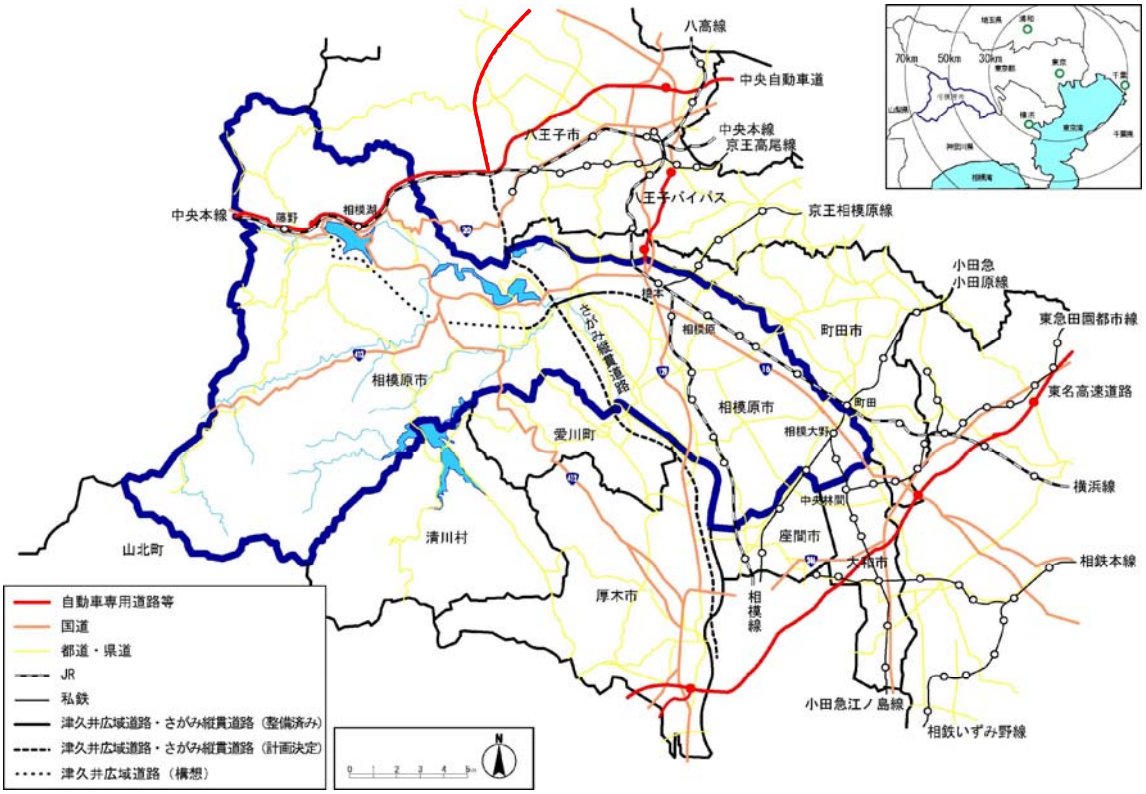

図　鉄道・幹線的道路等の状況

⑶　米軍基地

○　相模原市にある米軍基地の概要

相模原市内には、日米安全保障条約とそれに基づく日米地位協定により、キャンプ座間、相模総合補給廠及び相模原住宅地区の３つの米軍基地が所在しており、その面積は４４６．３ｈａである。

⑷　ダム

相模原市には、主要なダムとして、相模ダム（相模湖）、城山ダム（津久井湖）がある。

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

１　武力攻撃事態

⑴　着上陸侵攻

船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

⑵　ゲリラや特殊部隊による攻撃

突発的に被害が発生することが考えられる。

被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。

ＮＢＣ（核・生物・化学）兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

⑶　弾道ミサイル攻撃

発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。

弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

⑷　航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知するのは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。

都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

２　緊急対処事態

⑴　攻撃対象施設等による分類

ア　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- 原子力事業所等の破壊
- 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- 危険物積載船への攻撃
- ダムの破壊

イ　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- 列車等の爆破

⑵　攻撃手段による分類

ア　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- 炭疽（そ）菌等生物剤の航空機等による大量散布
- 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- 水源地に対する毒素等の混入

イ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- 弾道ミサイル等の飛来

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１　市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

１　市の各部における平素の主な業務

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その業務を行う。

なお、各部の平素における主な業務については、別に定める。

２　市職員の参集基準等

⑴　職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、国民保護措置を実施するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

⑵　２４時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防部における２４時間体制の状況を踏まえ、速やかに市長及び防災主管課職員に連絡が取れる２４時間即応可能な体制を確保する。

⑶　市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

なお、事務に従事する職員の服務の基準については、別に定める。

表　職員参集基準

体　制	参集基準
①国民保護初動体制	・危機管理監 ・副消防局長 ・防災主管課職員　他 （相模原市地域防災計画の特殊災害対策計画における特殊災害初動体制配備と同程度）
②国民保護警戒本部体制	【全庁的な対応であり、全ての職員が本庁又は出先機関等に参集】 ・全職員 （相模原市地域防災計画の特殊災害対策計画における特殊災害対策本部体制配備と同程度）
③国民保護対策本部体制	【全庁的な対応であり、全ての職員が本庁又は出先機関等に参集】 ・全職員 （相模原市地域防災計画の特殊災害対策計画における特殊災害対策本部体制配備と同程度）

表　事態の状況に応じた初動体制の確立

<table>
<tr><th>事態の状況</th><th colspan="2">体制の判断基準</th><th>体制</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事態認定前</td><td colspan="2">全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td><td>①危機監視体制
又は
特殊災害初動体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</td><td>②危機警戒本部体制
又は
特殊災害警戒本部体制</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事態認定後</td><td rowspan="2">相模原市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td><td>全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td><td>①国民保護初動体制</td></tr>
<tr><td>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</td><td>②国民保護警戒本部体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">相模原市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td><td>③国民保護対策本部体制</td></tr>
</table>

⑷　幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び防災主管課職員は、常時、参集時の連絡手段として携帯電話の携行など電話・メールによる連絡手段の確保に努める。

⑸　幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員等が交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた対応手段を確保する。

なお、対策本部長、対策副本部長及び対策本部員の代替職員については、相模原市災害対策本部の定めに準ずる。

３　消防団の体制

○　消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、必要な施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と共同するなどして、消防団に対する国民保護措置についての研修や国民保護措置についての訓練に消防団を参加させることについて配慮するとともに、市の参集基準等を参考に消防団員の参集基準を定める。

４　国民の権利利益の救済に係る手続等

⑴　国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するなど、体制の整備に努める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

⑵　国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を相模原市公文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第２　関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

１　基本的考え方

⑴　防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置が効果的かつ迅速に実施できるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

⑵　関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、近接の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

⑶　関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置の円滑な実施に資することを目的に関係機関による意見交換の場を設けること等、関係機関の意思疎通が図られるよう努めるものとする。

２　県との連携

⑴　県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ＦＡＸ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

⑵　県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

⑶　市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

⑷　県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

３　近接都県・市町村との連携

⑴　近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、県が実施する近接市町村相互の国民保護措置についての意見交換に参画することや防災

に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うことなどにより、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

⑵　九都県市による連携

首都圏を構成する九都県市は、行政区域を越えて、一つの生活圏、経済圏を形成していることから、九都県市により広域的な災害に対応するため、相互の連携・協力体制の整備を図る。

⑶　消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のＮＢＣ（核・生物・化学）対応可能部隊数やＮＢＣ（核・生物・化学）対応資機材の保有状況を把握し、相互応援体制の整備を図る。

４　指定公共機関等との連携

⑴　指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

⑵　医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう災害医療拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

⑶　関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備に努める。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

５　自主防災組織等に対する支援

⑴　自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織、消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

⑵　自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、国民保護措置の実施においてボランティ

ア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第３　通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり非常通信体制の整備等について定める。

１　非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備及び重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的とする神奈川地区非常通信協議会との連携に十分配慮する。

２　非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供が確実に行えるよう、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第４　情報収集・提供等の体制整備

市は、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

⑴　情報収集・提供のための体制の整備

市は、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時、適切に実施するための体制を整備するように努める。

⑵　体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等に努める。

⑶　情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

表　非常通信体制確保に当たっての留意点

	非常通信体制確保に当たっての留意点
施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化などの障害発生時における情報収集体制の整備に努める。
	県と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備に努める。
	無線通信系の通信輻輳（ふくそう）時の混信等の対策に十分留意し、非常時における運用を検討するとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての調整に努める。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政用同報無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。

２　警報等の伝達に必要な準備

⑴　警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の周知に努める。この場合において、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

⑵　防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系及び移動系の防災行政無線の整備に努める。

⑶　県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速

に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

⑷　国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」（平成１７年７月６日付け消防運第１７号国民保護運用室長通知））については、訓練等の様々な機会を活用して住民への周知に努める。

⑸　大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市域内に所在する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

⑹　民間事業者からの協力の確保

市は、民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、県と連携して各種の取組を推進する。

３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

⑴　安否情報収集のための体制整備

ア　市は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、安否情報収集体制の整備に努める。

イ　市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の担当課を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行うように努める。

また、県の安否情報収集体制との情報共有体制を確保するように努める。

⑵　安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握するように努める。

４　被災情報の収集・報告に必要な準備

⑴　情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時、適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当課を定めるとともに、必要な体制の整備に努める。

⑵　担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を実施するように努める。

第５　研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修及び訓練を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努める。

１　研修

⑴　研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所や県の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保するように努める。

⑵　職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行うように努める。

また、九都県市が行う国民保護関係職員研修会及び講演会並びに各都県市が行う講演会等の参加に努める。

あわせて、県と連携し、消防団員及び自主防災組織に対して国民保護措置に関する研修等を行うように努めるとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、ｅ－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行うように努める。

※【国民保護ポータルサイト】

http://www.kokuminhogo.go.jp/

※【総務省消防庁ホームページ】

http://www.fdma.go.jp/

⑶　外部有識者等による研修

職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用するように努める。

２　訓練

⑴　市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、九都県市、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練の実施に努める。

⑵　訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施するように努める。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施するように努める。

ア　相模原市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を迅速に設置する

ための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ　警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ　避難誘導訓練及び救援訓練

⑶　訓練に当たっての留意事項

ア　市は、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ　市は、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ　市は、自治会、自主防災組織と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努めるとともに、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

エ　市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促進する。

オ　市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

１　避難に関する基本的事項

⑴　基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備する。

⑵　隣接する市町村（県外を含む。）及び九都県市との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、県が実施する意見交換の機会を活用するなどして、隣接する市町村との連携及び九都県市による連携を確保する。

⑶　高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について配慮する。

⑷　民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築するように努める。

⑸　学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校や事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応の確認に努める。

２　避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル（要領）を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、武力攻撃事態等において、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達することができるよう、あらかじめ伝達方法等を定める。

３　救援に関する基本的事項

⑴　基礎的資料の準備

市は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関及び備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備し、随時、更新を行う。

ア　物資

・ 備蓄場所、備蓄物資等

イ　医療の提供

・ 災害医療拠点病院及び感染症指定医療機関

・ 医療器具、医薬品等の備蓄

ウ　埋葬及び火葬

・ 火葬施設

・ 埋葬施設

⑵　県との調整

市は、県との間で救援の活動内容について情報の共有を図る。

⑶　医療関係団体等との調整

市は、救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等とあらかじめ調整する。この場合において、国及び県や医療関係団体等の協力を得て、ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

⑷　電気通信事業者との調整

市は、避難住民のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、指定公共機関である電気通信事業者とあらかじめ調整を行う。

４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、避難住民や緊急物資の運送を実施する運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等に努める。

⑴　運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は､県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

⑵　運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

５　避難施設の指定

⑴　避難施設の指定の考え方

市長は、市域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等、地域の実情を踏まえ、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

⑵　避難施設の指定に当たっての留意事項

ア　避難施設として学校、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地及び救援の実施場所並びに救援の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

イ　爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。

ウ　一定の地域に避難施設が偏ることのないよう留意して指定を行うとともに、できるだけ多くの施設を確保するよう配慮する。

エ　危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ　物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ　車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

⑶　避難施設の指定手続

市長は、避難施設を指定する場合には、あらかじめ施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、施設管理者に対し文書等により通知する。

⑷　避難施設の指定の報告

市長は、避難施設を指定したとき及び指定を解除したときには、知事に報告する。

⑸　避難施設の状況の把握

市は、武力攻撃事態等において避難施設を円滑に使用することができるよう、避難施設の状況を把握するよう努める。

⑹　市民等に対する情報提供

市は、市民等に対して、県、県警察、消防等と連携し、避難施設の場所や連絡先等、市民等が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

⑺　大規模集客施設への協力要請

市は、県と連携し、武力攻撃事態等において安全が確保されるまでの間、大規模集客施設に対し、当該施設の利用客及び付近の通行人が一時的にとどまることができるよう協力を要請する。

６　生活関連等施設の把握等

⑴　生活関連等施設の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成１７年８月２９日閣副安危第３６４号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

表　生活関連等施設の種類

国民保護法施行令		施設の種類
第２７条	１号	発電所、変電所
	２号	ガス工作物
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	４号	鉄道施設、軌道施設
	５号	電気通信事業用交換設備
	６号	放送用無線設備
	７号	水域施設、係留施設
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	９号	ダム
	１０号	国民保護法施行令第２８条の危険物質等の取扱所
第２８条	１号	危険物
	２号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）
	３号	火薬類
	４号	高圧ガス
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	６号	核原料物質
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	８号	毒薬・劇薬（薬事法）
	９号	事業用電気工作物内の高圧ガス
	１０号	生物剤、毒素
	１１号	毒性物質

⑵　市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第３章　物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

１　市における備蓄

⑴　防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達する体制を整備する。

⑵　県との連携

市は、国及び県の整備の状況等も踏まえ、国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資材について、県と密接な連携をしつつ対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、自ら管理する上下水道施設等の施設及び設備について、整備及び点検を行う。

第４章　国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、市は、国、県と連携し、様々な媒体を活用した国民保護に関する啓発に努める。

１　国民保護措置に関する啓発

⑴　啓発の方法

市は、国や県との連携及び九都県市による連携により、住民に対し、広報紙、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発を行う。

⑵　防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性を生かしながら市民への啓発を行う。

⑶　学校における教育

市教育委員会は、市立学校において、日頃から自他の生命を尊重する教育を推進する。

２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等、住民がとるべき行動について、国、県が作成する各種啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

また、市は、日本赤十字社神奈川県支部、県、消防などとともに、傷病者の応急手当の技術等について普及に努めるとともに、災害時要援護者の保護や国際人道法の的確な実施の確保についても留意するよう市民に対して周知に努める。

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるなどの具体的な被害が発生した場合には、当初その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

１　事態認定前における相模原市警戒本部等の設置及び初動措置

⑴　相模原市警戒本部等の設置

ア　市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、相模原市警戒本部等（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

イ　市警戒本部は、関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市警戒本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

⑵　初動措置の確保

市は、市警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の県警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

⑶　関係機関への支援の要請

市長は、発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

⑷　対策本部への移行に要する調整

市警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、市は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市警戒本部は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

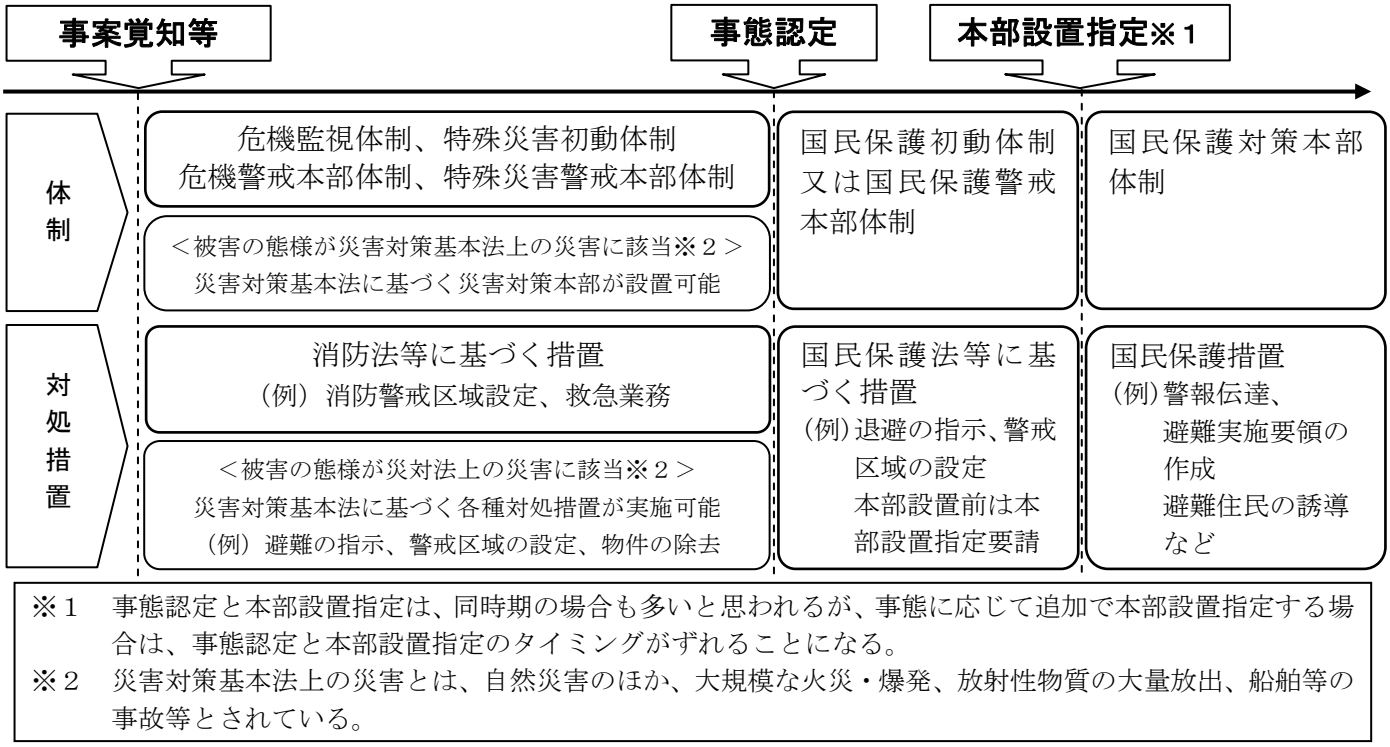

※１　事態認定と本部設置指定は、同時期の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※２　災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

図　災害対策基本法に基づく措置から国民保護法に基づく措置への移行

２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護初動体制を立ち上げ、又は市警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第２章　市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、設置する場合の手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。 なお、各部の国民保護措置における主な業務については、別に定める。

１　市対策本部の設置

⑴　市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア　対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び知事を通じて対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ　市長による市対策本部の設置

市長は、指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置する。

事前に市警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ　市対策本部員及び職員の参集

市対策本部は、本部員、職員に対し、本庁又は出先機関等に参集するよう連絡する。

エ　市対策本部の開設

市対策本部は、消防指令センター災害対策室に開設する。

市長は、市対策本部を設置したときは、議会に連絡する。

オ　交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ　本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を消防指令センター災害対策室に設置できない場合は、市対策本部を予備施設に設置する。

また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

⑵　対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

⑶　市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯そう等による混乱を防ぐために、住民に適時、適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア　広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を設置する。

イ　広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

⑷　市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア　市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ　県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

ウ　情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ　市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な措置を講ずるよう求める。

⑸　市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び知事を経由して市対策本部の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2　市現地対策本部の設置

市長は、国民保護措置の実施に当たり、地域における総合的な連絡、調整等を的確かつ確実に行う必要があると認めるときは、必要と認めた区役所に市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や本部員は、市対策副本部長、本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

３　現地調整所の設置

市長は、武力攻撃等による災害が発生し、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

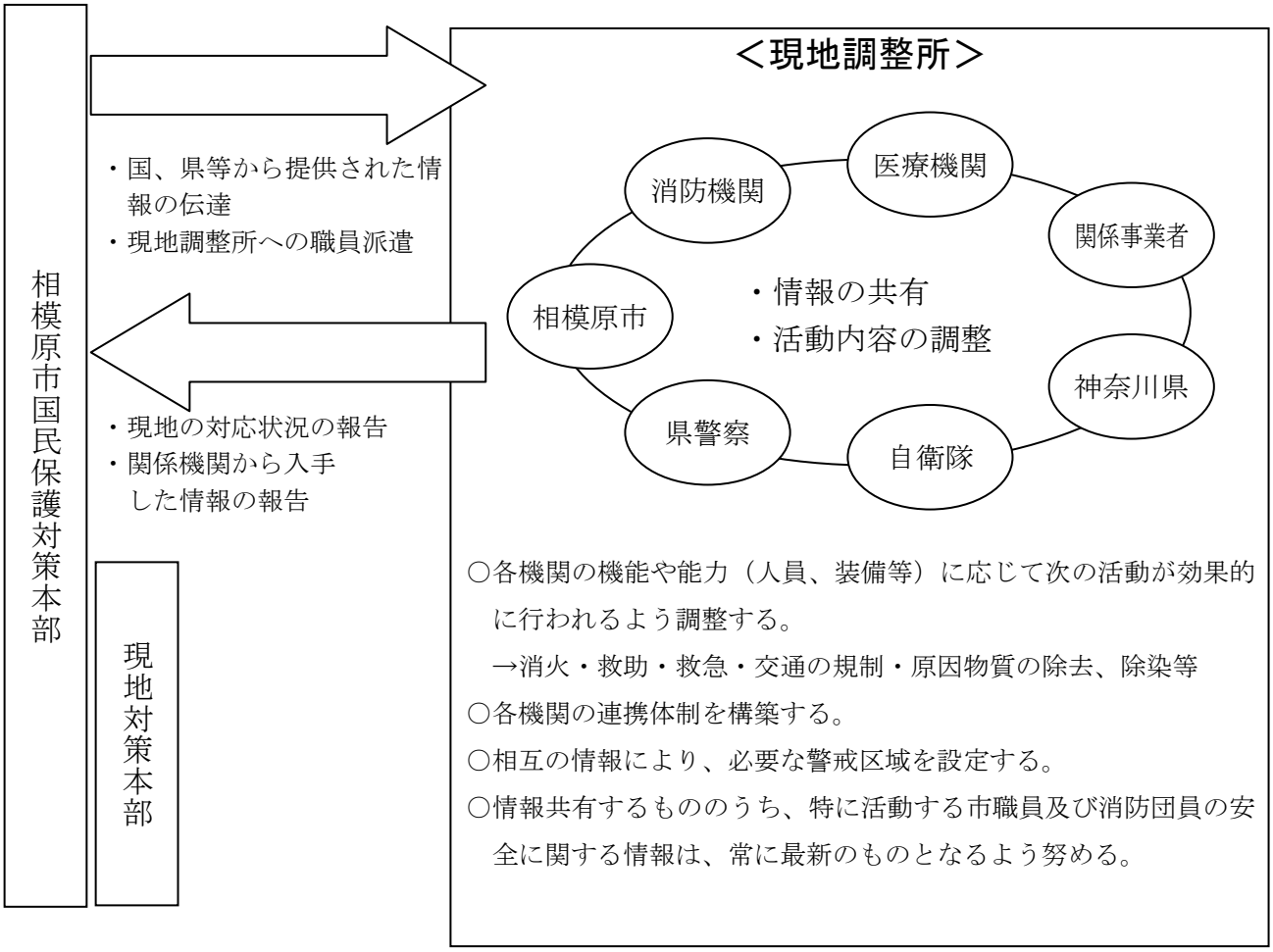

図　現地調整所の組織編成例

４　通信の確保

⑴　情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系通信回線若しくはインターネット、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）、同報系無線、移動系無線、固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するように努める。

⑵　情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業に努める。

⑶　通信輻輳（ふくそう）により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳（ふくそう）により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第３章　関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国・県の対策本部との連携

⑴　国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

⑵　国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣することなどにより、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、現地対策本部の運用を行う。

⑶　武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

⑴　知事等への措置要請

市は、当該市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

⑵　知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、当該市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

⑶　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、陸上自衛隊第４施設群長等を介して防衛大臣に連絡する。

４　他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

⑴　他の市町村長等への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

⑵　県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。

⑶　事務の一部の委託

ア　市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、以下の事項を明らかにして委託を行う。

・　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

・　委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ　市は、他の地方公共団体に事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

⑴　市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

⑵　市は、⑴の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、⑴の職員の派遣について、あっせんを求める。

６　市の行う応援等

⑴　他の市町村に対して行う応援等

ア　市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ　他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに公示を行い、県に届け出る。

⑵　指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

７　自主防災組織等に対する支援等

⑴　自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等自主防災組織等に対する必要な支援を行うように努める。

⑵　ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図るように努める。

⑶　民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、国民、企業等からの救援物資の受入れ、避難所等への配送等の体制を整備するように努める。

８　住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第４章　警報及び避難の指示等

第１　警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　警報の内容の伝達等

⑴　警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに警報の内容を伝達する。

⑵　警報の内容の通知

ア　市は、他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ　市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

２　警報の内容の伝達方法

⑴　警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政用同報無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用同報無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政用同報無線による伝達以外の方法の活用に努める。

⑵　市長は、職員等を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等により伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

⑶　市は、警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

⑷　市は、警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

３　緊急通報の伝達及び通知

市は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、警報の伝達・通知方法に準じて住民や関係機関への緊急通報の伝達等を行う。

第２　避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

１　避難の指示の通知・伝達

⑴　市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

⑵　市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、その内容を、住民に伝達し、関係機関に通知する。

２　避難実施要領の策定

⑴　避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、避難実施要領のパターンを参考に避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、各執行機関、県、県警察等の関係機関の意見を聴いた上で、避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

⑵　避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

ア　避難の指示の内容の確認

地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態

イ　事態の状況の把握

警報の内容や被災情報の分析

特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案

ウ　避難住民の概数把握

エ　誘導の手段の把握

屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）

オ　輸送手段の確保の調整

県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定

カ　要援護者の避難方法の決定

キ　避難経路や交通規制の調整

具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整

ク　職員の配置

各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定

ケ　関係機関との調整

現地調整所の設置、連絡手段の確保

コ　米軍及び自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整

県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

⑶　在日米軍や自衛隊の施設の周辺における住民の避難等

米軍や自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、周辺住民の避難を円滑に行うために必要な道路を避難経路として利用できるよう、知事に対し国の対策本部長に依頼を行うよう要請する。

⑷　避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び自治会等に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、警察署長及び陸上自衛隊第４施設群長並びにその他の関係機関に通知する。

３　避難住民の誘導

⑴　市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

⑵　消防機関の活動

消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導に努める。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

⑶　避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

⑷　自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

⑸　誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時、適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

⑹　高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保に努める。

⑺　残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

⑻　避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

⑼　動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア　危険動物等の逸走対策

イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

⑽　通行禁止措置の周知

道路管理者たる市長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

⑾　県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講ずる。

⑿　避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合においては、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

⒀　避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第５章　救援

市は、避難住民や被災者に対して、関係機関の協力を得て救援に関する措置について主体的に行うことになることから、実施する救援の内容について、以下のとおり定める。

１　救援の実施

⑴　救援の実施

市長は、知事からの政令指定都市への通知により、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て救援を行う。

ただし、その事態に照らし緊急を要し、知事を通じて国の対策本部長による救援の指示を待つ時間的な余裕がないと認めるときは、救援の指示を待たずに救援を行う。

⑵　県との情報の共有

市は、政令指定都市が県と同様の立場で救援を行うことから、県との間で救援の活動内容について情報の共有を図る。

２　関係機関との連携

⑴　県への要請等

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、国及び他の都道府県に支援を求めるよう要請する。この場合においては、具体的な支援内容を示して行う。

また、市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

⑵　日本赤十字社との連携

市長は、救援又はその応援の実施に関し、必要な事項を日本赤十字社神奈川県支部に委託することができる。この場合においては、災害救助法における実務に準じた手続により委託を行う。

⑶　緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

⑷　国への要請

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、国に対して支援を求める。この場合においては、具体的な支援内容を示して行う。

３　救援の内容

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成１６年厚生労働省告示第３４３号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき次に掲げる救援の措置を行う。

なお、市は、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

⑴　収容施設の供与

ア　避難所の供与

市は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定し開設する。また、避難所を開設したときは、地域市民に周知するとともに、関係機関に連絡する。

なお、避難所が開設された場合は、避難者・自主防災組織の代表者等で構成する避難所運営協議会を組織し、市職員及び施設管理者の助言を受けながら避難所の管理運営の総合調整を進める。

イ　応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者に対し、応急仮設住宅等を供与し、又は住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の建設に当たっては、公有地又は民有地から設置場所を選定するとともに、建設及び建築資材については、関係団体等に協力を要請する。

また、市が管理する公営住宅の空家住宅を積極的に活用するように努める。

⑵　食品・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与

ア　飲料水の供給活動

市は、飲料水兼用貯水槽等から飲料水を供給するとともに、県企業庁の災害用指定配水池（谷ヶ原配水池）から給水車又は給水タンクにより運搬すること等により飲料水を確保し、応急給水を行う。

また、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

イ　食品の調達・集積・配分・供給活動

市は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行う。

また、備蓄食糧及び業界団体等から協力を得て調達した食品を避難住民等に供給する。

ウ　生活必需品の給与又は貸与

市は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。

また、備蓄生活必需品及び業界団体等から協力を得て調達した生活必需品を避難住民等に供給する。

⑶　医療の提供及び助産

市は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の手段を失った者に対して、応急的に医療又は助産を実施する。

ア　救護所の設置

市は、関係団体の協力を得て、市立小学校等に救護所を設置する。

イ　救護班の編成

市は、関係団体の協力を得て、傷病者の輸送拠点におけるトリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）、救護所における救護活動等を行うために各地域ごとに救護班を編成する。

⑷　被災者の捜索及び救出

市は、県警察等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

⑸　埋葬及び火葬

市は、武力攻撃災害の際死亡した者のうち、遺族がいない場合又はその遺族が災害による混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合、応急的な措置として相模原市営斎場において埋火葬を実施する。

また、市は、火葬の終了した遺骨及び遺品を遺族に引き渡す。ただし、遺族がいない場合は、一時保管する。

⑹　電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話等の利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

⑺　学用品の給与

市は、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を給与する。

⑻　死体の捜索及び処理

ア　死体の捜索

市は、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ　死体の処理

市は、武力攻撃災害時には死体収容・安置施設を開設し、捜索により収容された死体をその死体収容・安置施設へ搬送する。

また、所轄警察署、地元自治会等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

なお、検案終了後に必要に応じて死体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

市は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治３２年法律第９３号）により処理するものとする。

⑼　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

４　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次の点に留意して医療活動を実施する。

⑴　核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

ア　医療関係者からなる救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行う場合、国等の支援及び指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。

イ　内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

⑵　生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア　病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。

イ　国からの協力要請に応じて、国等の支援及び指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

⑶　化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じて、国等の支援及び指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

５　救援の際の物資の売渡し要請等

⑴　要請等の内容

ア　物資の売渡し要請等

・　市長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

・　市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命令することができる。

・　市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

イ　土地等の使用

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明なときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

ウ　医療の実施の要請

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

⑵　公用令書の交付

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地等の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

⑶　立入検査

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

⑷　要請等に応じて医療を行う者の安全確保

市長は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第６章　安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

１　安否情報の収集

⑴　安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関からの情報収集、警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

⑵　安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

⑶　安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理するように努める。

２　県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成１７年総務省令第４４号。以下「安否情報省令」という。）に規定する安否情報報告書の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報報告書に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などにより報告を行う。

３　安否情報の照会に対する回答

⑴　安否情報の照会の受付

ア　市は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ　住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ　受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

⑵　安否情報の回答

ア　市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書等により本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ　市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式により回答する。

ウ　市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

⑶　個人の情報の保護への配慮

ア　市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ　市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、あらかじめ定める安否情報回答責任者が判断する。

4　日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合においても、個人情報の保護に配慮する。

第７章　武力攻撃災害への対処

第１　武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応及び活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

⑴　武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

⑵　知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

⑶　対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

⑴　市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

⑵　知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第２　応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　退避の指示

⑴　退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。この場合において、その場から移動するよりも屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられる場合は屋内への退避を指示する。

また、必要により現地調整所を設け、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

⑵　退避の指示に伴う措置等

ア　市は、退避の指示を防災行政用同報無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知する。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ　市長は、知事又は警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

⑶　安全の確保等

ア　市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員及び消防団員に二次被害が生じないよう、国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を市職員及び消防団員と共有するほか、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ　市長は、市職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保するほか、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ　市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、特殊標章等を交付し、着用させる。

２　警戒区域の設定

⑴　警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があ

ると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

⑵　警戒区域の設定に伴う措置等

ア　市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所等における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて警戒区域の範囲の変更等を行う。

ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ　市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するとともに、広報車等を活用して、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対しては、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ　市長は、県警察等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ　市長は、知事又は警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴う必要な活動について調整を行う。

⑶　安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する市職員及び消防団員の安全の確保を図る。

３　応急公用負担等

⑴　市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

⑵　応急公用負担

ア　市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

・　他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること

・　武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置

イ　市長は、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

ウ　市長は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示する。

4　消防に関する措置等

⑴　市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

⑵　消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

⑶　消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力では対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の特別応援要請を行う。

⑷　緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、⑶による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

⑸　消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

⑹　消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

⑺　医療機関との連携

市長は、消防機関とともに搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

⑻　安全の確保

ア　市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う消防職団員に対し、二次被害を生じることがないよう、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ　市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど消防職団員の安全確保のための必要な措置を行う。

ウ　市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する消防職団員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ　消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ　市長及び消防局長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第３　生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

１　生活関連等施設の安全確保

⑴　生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

⑵　消防局による支援

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

⑶　市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察その他の関係機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

⑴　危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

⑵　危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

ア　対象

・　市域に設置される消防法の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第２９条）

・　毒物及び劇物取締法第２条第１項の毒物及び同条第２項の劇物（同法第３条第３項の毒物劇物営業者、同法第３条の２第１項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第４条第１項の登録を受けた者が取り扱うもの又は国民保護法施行令第

２８条第２号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの

イ　措置

・　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第１２条の３、毒物劇物については国民保護法第１０３条第３項第１号）

・　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第１０３条第３項第２号）

・　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第１０３条第３項第３号）

⑶　警備の強化及び危険物質等の管理状況の報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、⑵に掲げた措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４　ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃による災害への対処

市は、ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

１　応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

２　国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

３　関係機関との連携

市長は、ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防局、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所等から最新の情報を収集し、当該情報をもとに県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

４　汚染原因に応じた対応

市は、ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、次の点に留意して措置を講ずる。

⑴　核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

⑵　生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、その要員にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で、感染症法の枠組みに従い患者の移送

を行うとともに、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

⑶　化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

５　市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

表　国民保護法第１０８条第１項に基づく措置

	対象物件等	措　　置
第１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第３号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛人に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

表　国民保護法施行令第３１条に基づく通知事項

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

６　要員の安全の確保

市長は、ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなど、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第８章　被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集及び報告

⑴　市は、電話、地域防災無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

⑵　市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防局は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報収集を行う。

⑶　市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領」（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに被災情報の第１報を報告する。

⑷　市は、第１報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ＦＡＸ等により県が指定する時間に県に対し報告する。

　なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、「火災・災害等即報要領」に基づき、県及び消防庁に報告する。

第９章　保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

⑴　保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

⑵　防疫対策

市は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、消毒その他の防疫対策を実施する。

⑶　食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

⑷　飲料水衛生確保対策

ア　市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保及び飲料水の衛生確保のための措置並びに飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての情報提供を実施する。

イ　市は、応急給水の依頼を行うとともに、市営の簡易水道施設の被害状況の把握を行う。

⑸　栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

２　廃棄物の処理

⑴　廃棄物処理の特例

ア　市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ　市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

⑵　廃棄物処理対策

ア　市は、地域防災計画の定めに準じて「相模原市災害廃棄物等処理計画」（平成１５年５月策定）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ　市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合には、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章　国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

１　生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

２　避難住民等の生活安定等

⑴　被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

⑵　公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請、請求等の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

３　生活基盤等の確保

市長は、河川、道路等の管理者として当該公共的施設を適切に管理する。

第11章　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

１　赤十字標章等及び特殊標章等の意義

１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ｉ）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、医療行為若しくは国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者若しくはその団体及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

２　国民保護法で規定されている赤十字標章等及び特殊標章等

⑴　赤十字標章等

ア　標章

第一追加議定書第８条（１）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も１９８０年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。）

（白地に赤十字）

イ　信号

第一追加議定書第８条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ　身分証明書

第一追加議定書第１８条３に規定される身分証明書（様式のひな型は７０ページのとおり。）

エ　識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段

⑵　特殊標章等

ア　特殊標章

第一追加議定書第６６条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

（オレンジ色地に青の正三角形）

イ　身分証明書

第一追加議定書第６６条３に規定される身分証明書（様式のひな型は７０ページのとおり。）

ウ　識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

３　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

⑴　赤十字標章等の交付及び管理

市長は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し、及び使用させる。

・　避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
・　避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
（上記に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。）

⑵　特殊標章等の交付及び管理

市長又は消防局長は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる。

ア　市長

・　市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
・　消防団長及び消防団員
・　市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
・　市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　消防局長

- 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

４　赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、赤十字標章等及び特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

・　医療関係者用の身分証明書のひな型

表面

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

身分証明書
IDENTITY CARD

自衛隊の衛生要員等以外の 常時の／臨時の 医療関係者用
PERMANENT／TEMPORARY for civilian medical personnel

氏名/Name
生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約及び１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue　　証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格Ａ7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

・　国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

表面

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name

生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約及び１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue　　証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry

有効期間の満了日/Date of expiry

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格Ａ7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

第４編　復旧等

第１章　応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

⑴　市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

⑵　通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

⑶　県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

２　公共的施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、道路等管理する施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２章　武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

２　市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

⑴　国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

⑵　関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償、実費弁償及び損害補償

⑴　損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

⑵　実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令に定める基準に従い、その実費を弁償する。

⑶　損害補償

市は、国民保護措置の実施について協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

また、市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

３　総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置の指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって市が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第１編第５章２に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

用　語　集

この計画で使用する用語等の意味は次のとおり。

＜あ行＞

用語	定義等
安否情報	○避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否に関する情報
安否情報省令	○武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成１７年総務省令第４４号）
ｅ―ラーニング	○パソコンとインターネットを中心とするＩＴ技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能
ＮＢＣ	○Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称

＜か行＞

用語	定義等
火災・災害等即報要領	○火災・災害等即報要領 （昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号消防庁長官通知）
危険物質等	○引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの
基本指針	○国民の保護に関する基本指針（平成１７年３月２５日、閣議決定） ○国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の４つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
救援の程度及び基準	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 （平成１６年厚生労働省告示第３４３号）
九都県市	○埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長により構成され、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした九都県市首脳会議の都県市

用語	定義等
緊急消防援助隊	○大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成７年に創設された消防の広域援助体制
緊急対処事態	○武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急対処保護措置	○緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第２５条第３項第２号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 【緊急対処事態対処方針】 ○緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針
緊急通報	○武力攻撃災害緊急通報 ○武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物資	○避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
国の対策本部	○武力攻撃事態等対策本部 ○対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	○武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）
警察官等	○警察官又は自衛官
県国民保護計画	○神奈川県国民保護計画 国民保護法第３４条に基づき神奈川県が作成する県の国民の保護に関する計画
県対策本部	○神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、神奈川県知事が設置するもの

用語	定義等
県対策本部長	○神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）
国民保護業務計画	○国民保護法第３６条に基づき指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する計画
国民保護計画	○政府が定める基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画 ○国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めたもの ○計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、市は知事と協議することになっている。
国民保護措置	○国民の保護のための措置 ○対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第２２条第１号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。） 【対処基本方針】 ○武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
国民保護法	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）
国民保護法施行令	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号）

＜さ行＞

用語	定義等
災害医療拠点病院	○通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院
市緊急対処事態対策本部	○相模原市緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、相模原市長が設置するもの

用語	定義等
市国民保護計画	○国民保護法第３５条に基づき相模原市が作成する国民の保護に関する計画
自主防災組織	○大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
市対策本部	○相模原市国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、相模原市長が設置するもの
事態認定	○政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
指定行政機関	○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 ○内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省
指定公共機関	○独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定地方行政機関	○指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定地方公共機関	○神奈川県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて神奈川県知事が指定するもの

用語	定義等
ジュネーヴ諸条約	○１９４９年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ４条約） ○武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜並びにこれらの者の救済にあたる衛生要員、宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の４条約の総称。日本は、１９５３年４月２１日に加入した。 ・　陸上の傷病兵の保護に関する第１条約 ・　海上の傷病兵・難船者の保護に関する第２条約 ・　捕虜の待遇に関する第３条約 ・　文民の保護に関する第４条約
生活関連等施設	○国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等） ○その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第２７条に規定する施設
総合行政ネットワーク	○Local Government Wide Area Network ○地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞が関 WAN と相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

＜た行＞

用語	定義等
第一追加議定書	○１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ｉ） （平成１６年条約第１２号）
ダーティボム	○放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
地域防災計画	○災害対策基本法第４０条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、原子力災害対策等について定めた計画
知事等	○神奈川県知事及びその他の執行機関
トリアージ	○災害時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

＜は行＞

用語	定義等
避難住民等	○避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	○我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	○武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的若しくは物的災害
武力攻撃事態	○武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 【政府見解】 ○「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいう。
武力攻撃事態等	○武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態の総称
武力攻撃予測事態	○武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 ○その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの
防災	○国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急対処事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為 ○災害対策基本法等に基づく対策等

＜や行＞

用語	定義等
要援護者	○高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることが特に困難な人を指す。

相 模 原 市 国 民 保 護 計 画

作　　成　　平成１９年３月
一部変更　　平成２３年６月

編集発行　　相模原市危機管理室
〒252-5277
相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
電話　０４２（７５４）１１１１（代表）